

米国 OFAC 規制に関する留意点について

米国の財務省外国資産管理室（OFAC）は、外交政策・国家安全保障のため、米国が指定した国・地域、特定の団体などを経済制裁対象として指定し、取引禁止・資産凍結等の措置を講じており、これらの規制は OFAC 規制と呼ばれています。OFAC 規制は、米国人・米国金融機関を含む米国法人のほか、米国内に所在する外国人・外国法人に適用され、主に、米国で決済される米ドル建て取引が規制の適用を受けます。また、米国外の外国為替取引でも「制裁対象者」の関与する米ドル取引等は規制対象となります。

つきましては、お取引が OFAC 規制に抵触しないことを事前にご確認いただいた上で、ご依頼いただきますようお願い申し上げます。お取引の受付後であってもお客さまよりご依頼いただいたお取引が OFAC 規制に該当する恐れがある場合には、当金庫よりお取引の内容を確認させていただき、その結果によっては当該お取引の中止または取消等を行うことがございます。お取引内容の確認の際は、当金庫の調査とは別に、米国金融機関等が別途独自の調査を実施する可能性がございますので、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

また、OFAC 規制による理由で資産凍結等の措置が講じられた場合、取引の代り金としてお預かりした資金の返却は致しかねます。そうした場合にはお客さまご自身にて、OFAC に対する凍結解除の申請等、然るべきご対応を頂く必要がございますので、予めご承知おき下さい。

以下のお取引は、OFAC 規制により当金庫でお取扱いができません。

◆以下の①、②のいずれかに該当する、米ドル建取引

- ①お取引の当事者*の所在地・関係国・関係地等に、北朝鮮、イラン、キューバ、シリア、クリミア地域が含まれている場合
- ②米国政府により特定されている、テロリスト、麻薬取引者、大量破壊兵器取引者、多国籍犯罪組織などの関与するお取引

(*注) お取引の当事者とは送金人、受取人、輸入者、輸出者、荷受人、取引に関与する銀行・船会社・航空会社・輸送船・航空機・荷揚/積荷業者、ターミナルや埠頭の所有者・運営者（運営会社）等を指します。また、関係地とは、原産地、船積地、荷揚地、仕向地、船籍等を指します。

◆米ドル建以外であっても、上記①、②のいずれかに該当し、かつ以下に該当する取引

米国金融機関（在米支店等の米国所在の金融機関・米国に本店を置く金融機関の米国拠点を含む）、米国法人（米国外の米国籍の法人を含む）、米国人、米国内に所在する者（米国内の外国法人・外国人を含む）が関与する取引

あくまでも、上記は例示であり OFAC 規制の詳細については OFAC ホームページにて、ご確認ください。

<https://www.treasury.gov/resource-center/sanctions/pages/default.aspx>

以上

【本件に関するお問い合わせ】
ソリューション支援部 国際業務課
TEL : 053-454-6139
受付時間：平日 9:00～17:00